

令和 6 年度 (2024 年度) 公共用水域の水質測定計画の作成について

令和 6 年度 (2024 年度) 公共用水域の水質測定計画は、国が定めた処理基準、当審議会答申の基本的な考え方を基に、計画作成方針に沿って作成する。

- ・「水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について」(参考 1)
- ・「公共用水域の水質の常時監視に関する基本的な考え方」(参考 2)

1 測定地点の選定

【測定計画作成方針】

- (1) 発生源の立地状況や水域の利水状況を踏まえ、測定地点を選定する。
- (2) 複数の環境基準点が設定されている類型指定水域においては、水域の特性やこれまでの濃度変化等を考慮して、ローリング方式により測定地点を選定する。
- (3) 健康項目の測定地点については、休廃止鉱山の対策状況、P R T R*の届出状況、これまでの測定結果などを考慮して選定する。
- (4) 環境基準未達成が継続している水域においては、その原因究明のための観察が必要な水域について補助点を選定する。
- (5) 湖沼等の閉鎖性水域においては、その水域へ流入する河川について、水質把握に必要な測定地点を選定する。

※ P R T R : 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づく届出制度

(1) 生活環境項目 (BOD・COD) 測定地点

ア 環境基準点では、全地点で測定 ((4) ローリング方式による測定地点を除く)

河川	湖沼	海域
39水系 117水域 120地点	11水系 11水域 24地点	20水系 63水域 131地点

※ 前年同様

イ 補助点及びその他地点では、基準未達成地点の補足調査などのため測定 (詳細 : 別紙の 1)

河川	湖沼	海域
11水系 14水域 20地点	6水系 6水域 17地点	3水系 3水域 6地点

※ 河川 補助点1地点減 (由仁町由仁地区簡易水道取水口 休止)

○ 令和 6 年度 (2024 年度) の生活環境項目 (BOD・COD) の測定地点は次のとおり

区 分	基準点	基準点 (中層)	補助点	その他	地点計
河川 (BOD)	120	—	8	12	140
湖沼 (COD)	24	18	17	—	59
海域 (COD)	131	62	6	—	199
計	275	80	31	12	398

(2) 生活環境項目 (大腸菌数) 測定地点

河川	湖沼	海域
42水系 123水域 133地点	11水系 11水域 36地点	20水系 25水域 62地点

※ 河川 補助点1地点減 (由仁町由仁地区簡易水道取水口 休止)

(3) 全窒素・全燐測定地点（詳細：別紙の2）

ア NP類型指定の有無にかかわらず全ての閉鎖性水域及び流入河川で測定

NP類型指定あり		NP類型指定なし	
閉鎖性水域	流入河川	閉鎖性水域	流入河川
12水域 38地点	11地点	3水域 9地点	5地点

※ 前年同様

(4) 水生生物の保全に係る項目の測定地点（詳細：別紙の3）

ア 水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定水域の環境基準点で測定

河川		
19水系	39水域	41地点

※ 前年同様

(5) ローリング方式による測定地点（詳細：別紙の4）

ア 複数の環境基準点を有する水域で、特性の類似した地点は隔年で測定

イ 休廃止鉱山による影響の監視地点の一部を、検出状況を考慮し3年に1度測定

隔年測定地点			3年毎測定		
5水系	8水域	15地点	4水系	4水域	4地点

※ 前年同様

(6) 休廃止鉱山の影響を監視する測定地点（詳細：別紙の5）

ア 測定地点

河川			湖沼		
19水系	26水域	32地点	1水系	1水域	1地点

※ (5) ローリング方式測定地点の入替以外は前年同様

(7) 健康項目（鉱山関係を除く）の測定地点（詳細：別紙の6）

ア 水道水源対策、検出の可能性がある地点や主要水域の代表地点で測定

河川			湖沼			海域		
35水系	68水域	73地点	9水系	9水域	22地点	20水系	38水域	56地点

※ (5) ローリング方式測定地点の入替以外は前年同様

○令和6年度(2024年度)の健康項目測定地点は次のとおり

区分	基準点	補助点	その他	地点計
河川	64	6	33	103
湖沼	17	6	—	23
海域	51	5	—	56
計	132	17	33	182

※徳志別捕獲場、長流橋は(6)(7)重複掲載

(8) 要監視項目の測定地点（詳細：別紙の7）

ア 過去に高い値を示したなど、監視が必要と思われる地点で測定を実施

河川			海域		
6水系	10水域	11地点	2水系	2水域	2地点

※河川2地点、海域1地点減。河川1地点ローリング方式測定地点入替。

2 測定項目の選択

【測定計画作成方針】

- (1) 湖沼等の閉鎖性水域への流入河川においては、全窒素、全りんを測定する。
- (2) 水生生物保全環境基準項目の全亜鉛と特殊項目の亜鉛の測定が重複している地点については、亜鉛の測定を省略する。
- (3) 健康項目については、P R T R届出状況等を考慮して項目を選択する。
- (4) 健康項目のうち、検出される可能性が非常に低いと考えられる項目については、水域の特性やこれまでの検出状況等を考慮して、ローリング方式へ転換、又は測定を一時休止する。
- (5) 要監視項目や特殊項目については、これまでの検出状況等を考慮して選択する。
- (6) 農薬等に係る項目については、地域特性を考慮して選択する。
- (7) 水道水源となっている河川の総トリハロメタン生成能の測定については、これまでの検出状況や上水道事業者による測定の有無を考慮して選択する。
- (8) その他項目については、継続監視の必要性を考慮して選定する。

(1) 生活環境項目（詳細：別紙の1、2、3）

・測定項目

生活環境の保全に関する基準項目	pH、BOD、COD、SS、DO、大腸菌数、 n-ヘキサン抽出物質(油分等)
湖沼等閉鎖性水域	全窒素、全燐
水生生物の保全項目	全亜鉛、ノニルフェノール、 LAS（直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩）

(2) 健康項目（詳細：別紙の5、6）

・測定項目

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、 VOC、農薬、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン

(3) 要監視項目（詳細：別紙の7）

・測定項目

全マンガン、クロロホルム、PFOS 及び PFOA

(4) 特殊項目（詳細：別紙の8）

・測定項目

銅、亜鉛、溶解性鉄、溶解性マンガン

(5) その他項目（詳細：別紙の9）

・測定項目

塩化物イオン、塩分、アンモニア性窒素、燐酸態燐、クロロフィルa、ケイ酸

(6) 特定項目（詳細：別紙の10）

・測定項目

クロロホルム生成能、ブロモジクロロメタン生成能、ジブロモクロロメタン生成能、 ブromoホルム生成能、総トリハロメタン生成能

3 測定頻度の設定（詳細：別紙の11）

【測定計画作成方針】

- (1) 類型指定水域においては、四季の変化を考慮した測定頻度とする。
- (2) 類型指定水域以外の地点であって、測定データが十分に蓄積されている場合等においては、利水の状況や発生源の現状を考慮した測定頻度とする。
- (3) 健康項目は、これまでの検出状況を考慮した測定頻度とする。
- (4) 休廃止鉱山に係る測定地点については、鉱山の特性やこれまでの検出状況等を考慮した測定頻度とする。
- (5) 農薬等、季節性のある項目については、使用時期等を考慮して測定時期を設定する。
- (6) 採水・分析作業の効率性を考慮し、一定エリア内における同一項目等の調査月を調整する。

(1) 生活環境項目の測定頻度

ア 環境基準点

四季の水域変化に応じ、全地点で年4回測定

（室蘭海域については、例年同様、道が年2回、市が年2回の分担での測定を継続）

イ 補助点及びその他地点

これまでの測定状況等を勘案し、年2～4回測定

区 分	回数別地点数		延べ測定回数
	年4回	年3回以下	
河 川 (BOD)	137	3	556
湖 沼 (COD)	57	2	232
海 域 (COD)	191	8	780
計	385	13	1,568

※測定地点1地点減（由仁町由仁地区簡易水道取水口）に伴う測定回数の減少

ウ 水生生物保全環境基準項目（全亜鉛・ノニルフェノール・LAS）

類型指定水域の環境基準点で年2回測定

区 分	全亜鉛	ノニルフェノール	L A S	地点数	延べ測定回数
河 川	年2回	年2回	年2回	41	各82回

※前年同様

(2) 健康項目に係る測定頻度

ア 基本的測定頻度

休廃止鉱山の監視地点、主要水域の代表地点及び検出の可能性のある地点において年1回測定

イ 検出状況による測定頻度

- ・ 検体値の基準超過が見られた項目は、原則年3回測定
- ・ 過去10年間で基準値の1/10以上が検出された項目は、原則年1～2回測定

ウ 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

- ・ BOD（又はCOD）の未達成水域における状況把握のための地点において年4回測定
- ・ 閉鎖性水域の水質評価のための地点において年4回測定

区 分	頻度別地点数		実項目数	延べ測定回数
	全ての項目が年1回の地点	年2回以上行う項目のある地点		
河 川	39	64	27	675
湖 沼	3	20	13	152
海 域	36	20	20	313
計	78	104	27	1,140

1 生活環境項目を測定する補助点・その他地点

ア 測定地点

<河川> 11水系 14水域 20地点

水系名	水域名	達成状況			地点名・目的等
		02	03	04	
石狩川	千歳川下流	○	○	○	ゆめみ野東町17番地地先 (水道水源調査)
小平薬川	小平薬川	—	—	—	小平町上水道浄水場取水口 (")
声問川	声問川	—	—	—	声問橋 (稚内海域補足調査)
常呂川	小松沢川	—	—	—	留辺薬上水道金華浄水場取水口 (水道水源調査)
網走川	トマップ川	—	—	—	女満別町上流 (空港橋) (網走湖補足調査)
止別川	ポン止別川	—	—	—	7号橋 (止別川補足調査)
風蓮川	別当賀川	○	○	○	初田牛橋 矢臼別橋 奥行臼橋 (風蓮湖の補足調査)
	ヤウシュベツ川	○	○	○	
	ケネヤウシュベツ川	—	—	—	
星ガ浦川	別途前川	—	—	—	星ガ浦川河口、野嵐橋、竜神川河口 (釧路海域の補足調査)
安平川	勇払川下流	○	○	○	ウトナイ湖 ST-1、ST-2、ST-3 (ウトナイ湖の補足調査)
	美々川	○	○	○	御前水橋、美々橋 (美々川の補足調査)
登別川	登別川	—	—	—	登別川橋上流、クスリサンベツ川合流前 (クスリサンベツ川の補足調査)
久根別川	久根別川	—	—	—	久根別5号橋 (函館海域の補足調査)

<湖沼> 6水系 6水域 17地点

水系名	水域名	達成状況			地点名・目的等
		02	03	04	
洞爺湖	洞爺湖	○	○	○	ST-5、ST-7 (補足調査)
大沼	大沼	×	×	×	ST-3、苅潤川流入点、軍川流入点、宿野辺川流入点 (")
阿寒湖	阿寒湖	×	×	×	ST-6、ST-7、イベシベツ川流入点 (")
屈斜路湖	屈斜路湖	×	×	×	ST-4、ST-5、湯川流入点 (")
春採湖	春採湖	×	×	×	ST-3、ST-4、新春採排水路 (")
網走湖	網走湖	×	×	×	ST-1、ST-4 (")

<海域> 3水系 3水域 6地点

水系名	水域名	達成状況			地点名・目的等
		02	03	04	
サロマ湖	サロマ湖	×	×	×	ST-4、ST-6、ST-7 (補足調査)
風蓮湖	風蓮湖	○	×	×	ST-3 (")
厚岸湖	厚岸湖	×	×	×	ST-3、別寒辺牛川流入点 (")

注) 水域内のBOD・COD値が環境基準点全てで基準達成：○、未達成：×、環境基準点のない水域：—

※) 風蓮湖は周辺の泥炭地由来のフミン質等の影響を考慮し、CODの環境基準値を5mg/Lとしており、R02年度は4.3mg/Lであった。なお、国の通常の海域A類型が2mg/Lである。

イ 測定を休止する地点

<河川> 1水系 1水域 1地点 (利水状況の変化を考慮し、測定を休止)

水系名	水域名	達成状況			地点名・目的等
		02	03	04	
石狩川	夕張川中流	○	○	○	由仁町由仁地区簡易水道取水口 (水道水源調査)

2 全窒素及び全燐の測定地点（参考：硝酸性・亜硝酸性窒素、アンモニア性窒素）

< N P 類型指定あり > 1 2 水域 3 8 地点

1 1 流入河川（1 1 地点）

閉鎖性水域名	基準	地点	全窒素・全燐			硝酸性窒素・ 亜硝酸性窒素		アンモ ニア性 窒素 回数	流入河川 ※：湖沼としての測定地点	全窒素 全燐 回数	硝酸性窒素 亜硝酸性窒素 回数	アンモニ ア性窒素 回数	
			全窒素 達成	全燐 達成	測定 回数	達成	回数						
								回数					
阿寒湖	Ⅲ (N・P)	ST-1、ST-2、ST-3	○	×	4回	○	4回	4回	イベシベツ川※	4回			
春採湖	Ⅴ (N・P)	ST-1、ST-2、ST-3、ST-4	○	○	4回	○	4回	4回	新春採排水路※	4回			
網走湖	Ⅳ (N・P)	ST-1、ST-2、ST-3、ST-4	×	×	4回	○	4回	4回	トマップ川	4回	4回		
支笏湖	Ⅰ (P)	ST-1、ST-2	指定外	○	4回				—				
洞爺湖	Ⅰ (P)	ST-1、ST-2、ST-3		○	4回	○	4回	4回	—				
倶多楽湖	Ⅰ (P)	ST-1、ST-2		○	4回				—				
大沼	Ⅲ (P)	ST-1、ST-2、ST-3		○	4回	○	4回	4回	荻潤川※、軍川※、宿野辺川※	4回	4回	4回	
屈斜路湖	Ⅰ (P)	ST-1、ST-2、ST-4、ST-5		×	4回	○	4回	4回	湯川※	4回	4回	4回	
然別湖	Ⅱ (P)	ST-1、ST-2		○	4回				然別川上流	4回			
糠平ダム湖	Ⅱ (P)	ST-1、ST-2		○	4回				音更川上流	4回			
佐幌ダム貯水池	Ⅲ (P)	ST-2、ST-3		○	4回				佐幌川上流	4回			
サロマ湖（海域）	Ⅰ (N・P)	ST-1、ST-2、ST-3、ST-4、 ST-5、ST-6、ST-7		○	×	4回	○	4回	4回	佐呂間別川下流	4回	4回	

< N P 類型指定なし > 3 水域 9 地点

5 流入河川（5 地点）

閉鎖性水域名	基準	地点名	全窒素 全燐 回数	硝酸性窒素・ 亜硝酸性窒素		アンモニ ア性窒素 回数	流入河川 ※：湖沼としての測定地点	全窒素 全燐 回数	硝酸性窒素 亜硝酸性窒素 回数	アンモニ ア性窒素 回数
				達成	回数					
			回数							
能取湖（海域）	なし	ST-1、ST-2、ST-3	4回	○	4回		—			
風蓮湖（海域）	なし	ST-1、ST-2、ST-3	4回	○	4回	4回	風蓮川、ホノヤウシバツ川、ヤウシバツ川、別当賀川	4回	4回	
厚岸湖（海域）	なし	ST-1、ST-2、ST-3	4回	○	4回	4回	別寒辺牛川※	4回	4回	4回

注1) 水域内の全ての環境基準点で全窒素及び全燐の値が基準達成：○、未達成：×

注2) 色つきセルは、測定未実施

注3) 能取湖 ST-1 は、（硝酸性窒素・亜硝酸性窒素は測定せず）全窒素・全燐のみ測定

3 水生生物の保全に係る項目の測定地点

<河川> 19水系 39水域 41地点

水系名	水域名	地点名	測定項目	類型
渚滑川	渚滑川上流	滝の上橋	全亜鉛、 ノニルフェノール、 LAS	A
湧別川	湧別川上流	白滝橋		
	湧別川下流(1)	丸瀬布町簡水予備取水口		
止別川	止別川下流	中島橋		特A
	止別川中流	パナクシュベツ川合流前		
	止別川上流	水上橋		
標津川	標津川下流(2)	標津捕獲場		A
	標津川中流	南共栄橋		
	標津川上流	西竹橋		
	標津川下流(1)	武佐川橋		
西別川	西別川下流	別海橋		特A
	西別川上流	長栄橋		
風蓮川	風蓮川	風蓮橋		A
	別当賀川	別当賀橋		
	ポンヤウシュベツ川	ポン川橋		
	ヤウシュベツ川	万年橋		
釧路川	釧路川下流(1)	茂雪裡橋		
	釧路川下流(3)	幣舞橋		
鷓川	鷓川上流	双珠別川合流前(青巖橋)		
安平川	安平川	勇弘橋		
		静川橋		
	勇弘川下流	沼の端橋		
		室蘭本線橋梁(JR 美々川橋梁)		
	勇弘川上流	夕振大橋		
美々川	植苗橋			
苫小牧幌内川	苫小牧幌内川下流	港橋		
	苫小牧幌内川上流	苫小牧市上水幌内浄水場取水		
苫小牧川	苫小牧川下流	寿橋		
	苫小牧川上流	王子専水取水口		
小糸魚川	小糸魚川	小糸魚橋		
錦多峰川	錦多峰川	錦岡橋		
覚生川	覚生川	覚生橋		
樽前川	樽前川	樽前橋		
別々川	別々川	別々橋		
白老川	白老川下流	白老橋		
	白老川上流	森野橋		
後志利別川	後志利別下流(1)	北檜山町北檜山簡水取水口		
尻別川	尻別川中流	目名橋		
	尻別川上流	相川橋		
	尻別川下流(1)	名駒捕獲場		
	尻別川下流(3)	真狩橋		

4 ローリング方式による測定地点

【隔年測定地点】 5水系 8水域 15地点 (同水域内複数基準点の特性類似性を考慮)

水系名	水域名	類型	令和6年度測定	⇔	令和5年度測定	備考
小樽海域	小樽海域(3)	A	ST-2	⇔	ST-1	
	小樽海域(1)	C	ST-5	⇔	ST-4	
稚内海域	稚内海域(2)	B	ST-4	⇔	ST-5	
苫小牧海域	苫小牧海域(8)	A	ST-2	⇔	ST-3	
			ST-4	⇔	ST-5	
			ST-7	⇔	ST-6	
	苫小牧海域(7)	B	ST-10	⇔	ST-9	
			ST-12	⇔	ST-11	
			ST-14	⇔	ST-13	
			ST-16	⇔	ST-15	
			ST-18	⇔	ST-17	
			ST-20	⇔	ST-19	
伊達海域	伊達海域(2)	B	ST-5	⇔	ST-6	
	伊達海域(1)	B	ST-9	⇔	ST-8	
余市海域	余市海域(1)	C	ST-4	⇔	ST-5	

【3年毎測定地点】 4水系 4水域 4地点 (休廃止鉱山の影響監視項目の検出状況を考慮)

実施年度	水系名	水域名	地点名	関連鉱山名	備考
令和6年度 (令和3年度測定)	余市川	白井川	銀橋	轟	
	尻別川	尻別川中流	目名橋 ^{※1}	倶知安	
	天塩川	下川ペンケ川	共和橋	下川	
	長万部川	長万部川	栄橋	長万部	

(参考)

令和7年度 (令和4年度測定)	余市川	稲穂川	稲穂川末流	大江	
	天塩川	サンル川	下川町上水取水口	珊瑚	
	湧別川	湧別川	遠軽橋	北見	
	洞爺湖	洞爺湖	ST-5 ^{※1}	仲洞爺	
令和8年度 (令和5年度測定)	玉川	玉川	玉川橋	玉川	
	シブノツナイ川	シブノツナイ川	沼の上簡水取水口	沼の上	
	白老川	白老川下流	白老橋 ^{※1}	南白老バライト	
	勝納川	勝納川	高砂橋	小樽松倉	

※1 白老川下流水域 白老橋、尻別川中流水域 目名橋地点、洞爺湖 ST-5 の生活環境項目は毎年測定。

5 休廃止鉱山の影響を監視する測定地点

ア 測定地点

<河川> 19水系 26水域 32地点

水系名	水域名	地点名	監視対象鉱山	監視項目
徳志別川	徳志別川下流(2)	徳志別捕獲場	本庫	Cd, CN, Pb, As, Hg
	オファンタルマナイ川	新開橋		Cd, Pb, As, Hg, Zn
渚滑川	中渚滑豊盛川	竜昇殿鉱山坑水流入後	竜昇殿	Cd, Pb, As, Hg, R-Hg
モベツ川	モベツ川	宝生橋	鴻之舞	Cd, Pb, As, Hg, Mn
		桜橋(沈殿池排水流入前)		Cd, Pb, As, Hg, Zn, Mn
天塩川	下川ペンケ川	共和橋(ローリング地点)※	下川	Cd※, Pb※, As※, Ze※
常呂川	無加川	富士見橋	イトムカ	Cd, Pb, As, Hg, R-Hg, Se
	イトムカ川	イトムカ鉱山坑水合流後		As, Hg, R-Hg
気門別川	気門別川	関内橋	伊達鉱山	Cd, Pb, As, Zn, Mn
白老川	白老川上流	森野橋	日鉄白老	Cd, Pb, As, Hg
長流川	長流川下流	長流橋	幌別硫黄	Cd, Pb, As
		洞爺発電所取水口		Cd, Pb, As, Se, Fe, Mn
	長流川中流	弁景川合流前		Cd, Pb, As, Se, Mn
		弁景橋		Cd, Pb, As, Se, Fe, Mn
遊楽部川	鉛川	鉛川橋(遊楽部川合流前)	八雲	Cd, Pb, As, Hg, Zn, Mn
長万部川	長万部川	栄橋(ローリング地点)※	長万部	Cd※, Pb※, As※, Hg※, Fe※, Mn※
折戸川	折戸川	折戸川橋	精進川	Cd, Pb, As, Hg, Se, Zn, Fe, Mn
		雨鱒川橋		Cd, Pb, As, Hg, Se, Zn, Fe, Mn
石崎川	石崎川	農業用水取水口	上国	Cd, Pb, As, Hg
	小砂子川	小砂子橋		Cd, Pb, As, Hg, Zn, Fe, Mn
天の川	厚志内川	農業用水取水口	日鉄桂岡	Cd, Pb, As, Hg, Cu, Zn, Fe, Mn
宮沢の川	宮沢の川	宮沢の川末流	寿都	Cd, Pb, As, Hg, Zn, Fe, Mn
神社の川	神社の川	神社の川末流		Cd, Pb, As, Hg, Zn, Fe, Mn
堀株川	堀株川	国富頭首工	国富	Cd, Pb, As, Cu, Zn
		学橋		Cd, Pb, As
	シマツケナイ川	島付内橋		Cd, Pb, As, Hg, Zn
	セトセ川	セトセ橋	Cd, Pb, As, Hg, Zn, Fe	
尻別川	尻別川中流	目名橋(ローリング地点)※	倶知安	Cd※, Pb※, As※, Hg※, Fe※, Mn※
湯内川	湯内川	豊浜橋(旧湯内橋)	余市	Cd, Pb, As, Hg, Cu, Zn, Fe, Mn
		鉱山排水流入前		Cd, Pb, As, Hg, Cu, Zn, Mn
	湯の沢川	湯の沢上流		Cd, Pb, As, Hg, Zn
余市川	白井川	銀橋(ローリング地点)※	轟	Cd※, Pb※, As※, Cu※, Fe※, Mn※

<湖沼> 1水系 1水域 1地点

水系名	水域名	地点名	監視対象鉱山	監視項目
洞爺湖	洞爺湖	ST-7	幌別硫黄	Cd, Pb, As

注) R04度基準値超過、 過去10年に基準値の1/10を超過する測定値を検出

※R5年度追加地点及び追加項目

6 健康項目（鉱山関係を除く）の測定地点

ア 測定地点

<河川> 35水系 68水域 73地点

水系名	水域名	地点名	調査項目
石狩川	篠津川	篠津橋	農業, 硝酸性・亜硝酸性窒素
	千歳川下流	ゆめみ野東町17番地地先	CN, Pb, Hg, PCB, VOC, ほう素, ふっ素, 1・4ジオキサン
	千歳川上流	サケマス資源管理センター	Gd, Pb, As, Hg, ほう素, ふっ素
	夕張川上流	夕張市上水南部浄水場取水口	Pb, As
	夕張川中流	川端橋	Gd, CN, Pb, Cr ⁶⁺ , As, Hg
	美唄川下流	元村橋	Cd, CN, Pb, Cr ⁶⁺ , As, Hg, VOC
	尾白利加川	尾白利加橋	農業
	石狩川上流(1)	留辺志部川合流前	Cd, CN, Pb, Cr ⁶⁺ , As, Hg, Ben, Se, ほう素, ふっ素
	愛別川	金富橋	Gd, CN, Pb, As, Hg
	安足間川	安足間橋	Cd, CN, Pb, As, Hg, 農業
小平薬川	小平薬川	小平町浄水場取水口	Cd, CN, Pb, As, Hg
天塩川	天塩川下流(3)	12線橋	農業
頓別川	頓別川下流(4)	浜頓別橋	Cd, CN, Pb, As, Hg, VOC, 硝酸性・亜硝酸性窒素, 1・4ジオキサン
	頓別川上流	開明橋	農業
北見幌別川	北見幌別川(1)	下幌別橋	Cd, CN, Pb, As, Hg, 農業, 硝酸性・亜硝酸性窒素, 1・4ジオキサン
徳志別川	徳志別川下流(2)	徳志別捕獲場	Cd, CN, Pb, As, Hg, 農業, 硝酸性・亜硝酸性窒素
興部川	興部川下流	興部捕獲場	Cd, CN, Pb, As, Hg, 農業, 硝酸性・亜硝酸性窒素
湧別川	湧別川下流(1)	丸瀬布町簡水予備取水口	農業, 硝酸性・亜硝酸性窒素
佐呂間別川	佐呂間別川下流	佐呂間大橋	Cd, Pb, As, Hg, 農業, 硝酸性・亜硝酸性窒素, 1・4ジオキサン
	佐呂間別川上流	敷島橋	硝酸性・亜硝酸性窒素
網走川	トマップ川	女満別町上流(空港橋)	硝酸性・亜硝酸性窒素
止別川	止別川下流	中島橋	農業, 硝酸性・亜硝酸性窒素
	止別川中流	パナクシュベツ川合流前	硝酸性・亜硝酸性窒素
	止別川上流	水上橋	硝酸性・亜硝酸性窒素
斜里川	斜里川下流(2)	斜里捕獲場	Cd, Pb, As, Hg, 農業, 硝酸性・亜硝酸性窒素, 1・4ジオキサン
標津川	標津川下流(2)	標津捕獲場(サーモン橋)	Cd, CN, Pb, Cr ⁶⁺ , As, Hg, 1・4ジオキサン PCB, VOC, 農業, ほう素
	標津川中流	南共栄橋	硝酸性・亜硝酸性窒素
	標津川上流	西竹橋(ケネカ川合流前)	硝酸性・亜硝酸性窒素
西別川	西別川下流	別海橋	Cd, Pb, As, 農業, Se, 硝酸性・亜硝酸性窒素
	西別川上流	長栄橋	Pb, As, 硝酸性・亜硝酸性窒素
風蓮川	風蓮川	風蓮橋	硝酸性・亜硝酸性窒素, 1・4ジオキサン
	別当賀川	別当賀橋	硝酸性・亜硝酸性窒素
	ボンヤウシュベツ川	ボン川橋	硝酸性・亜硝酸性窒素
	ヤウシュベツ川	万年橋	硝酸性・亜硝酸性窒素
釧路川	釧路川下流(1)	茂雪裡橋	Hg, 硝酸性・亜硝酸性窒素
	釧路川下流(3)	幣舞橋	Cd, Pb, As, Hg, VOC, 1・4ジオキサン
阿寒川	阿寒川下流	大楽毛橋	Cd, CN, Pb, As, Hg, 農業, 硝酸性・亜硝酸性窒素, 1・4ジオキサン
	阿寒川中流	丹頂橋	Hg
	阿寒川上流	阿寒川橋	ほう素, ふっ素, As
星ガ浦川	別途前川	星ガ浦川河口	Cr ⁶⁺ , As
		野嵐橋	Cr ⁶⁺ , ほう素
浦幌十勝川	浦幌川下流(2)	河口(浦幌十勝川)	Cd, CN, Pb, As, Hg
十勝川	牛首別川	農野牛橋	農業
	帯広川下流	札内川合流前	硝酸性・亜硝酸性窒素, ほう素, ふっ素
	帯広川上流	西8条橋	農業, 硝酸性・亜硝酸性窒素

	然別川下流	国見橋	農業, 硝酸性・亜硝酸性窒素
	佐幌川下流	佐幌橋	農業, 硝酸性・亜硝酸性窒素
	佐幌川中流	清水橋	硝酸性・亜硝酸性窒素
歴舟川	歴舟川下流	歴舟大橋	Cd, Pb, As, Hg, VOC, 硝酸性・亜硝酸性窒素, 1・4ジオキサン
	歴舟川上流	尾田橋	農業, 硝酸性・亜硝酸性窒素
鶴川	鶴川上流	双珠別川合流前	Cd, Pb, As, Hg
厚真川	厚真川	臨港大橋	Cd, Pb, Cr ⁶⁺ , As, Hg, Ben, 1・4ジオキサン
安平川	安平川	勇払橋	Cd, CN, Pb, Cr ⁶⁺ , As, Hg, VOC, 農業, Ben, 1・4ジオキサン
	勇払川下流	室蘭本線橋梁(JR美々川橋梁上流部)	Cd, Pb, As, Hg
		ウトナイ湖ST-2	Pb, As
	美々川	御前水橋	硝酸性・亜硝酸性窒素
植苗橋		Cd, Pb, As, Hg, 硝酸性・亜硝酸性窒素	
美々橋		硝酸性・亜硝酸性窒素	
苫小牧幌内川	苫小牧幌内川下流	港橋	Cd, Pb, As, Hg
別々川	別々川	別々橋	硝酸性・亜硝酸性窒素
登別川	登別川	登別川橋上流	Cd, Pb, As, Hg, R-Hg
		クスリサンベツ川合流前	Cd, Pb, As, Hg
長流川	長流川下流	長流橋	1・4ジオキサン, PCB
赤川	赤川	赤川橋	Pb, As
貫気別川	貫気別川下流	岩見橋	硝酸性・亜硝酸性窒素
	貫気別川中流	寿橋	硝酸性・亜硝酸性窒素
	貫気別川上流	富岡橋(ハザワ川合流前)	硝酸性・亜硝酸性窒素
遊楽部川	遊楽部川下流	遊楽部捕獲場	農業, 硝酸性・亜硝酸性窒素, 1・4ジオキサン
久根別川	久根別川	久根別5号橋	PCB
後志利別川	後志利別川下流(1)	北檜山簡水取水口	Cd, Pb, As, Hg, 農業, ほう素, ふっ素
尻別川	尻別川下流(1)	名駒捕獲場	Cd, Pb, As, 農業, 1・4ジオキサン
余市川	余市川下流	大川橋	Cd, CN, Pb, As, Hg, 農業, 1・4ジオキサン
	余市川中流	余市町上水余市川浄水場取水口	VOC, 農業

<湖沼> 9水系 9水域 22地点

水系名	水域名	地点名	調査項目
支笏湖	支笏湖	ST-1	Cd, Pb, As
		ST-2	Cd, Pb, As, Hg, 農業, ほう素, ふっ素
洞爺湖	洞爺湖	ST-1	硝酸性・亜硝酸性窒素
		ST-2	硝酸性・亜硝酸性窒素
		ST-3	ほう素, ふっ素, 硝酸性・亜硝酸性窒素
大沼	大沼	ST-1	Cd, Pb, As, Hg, 農業, ほう素, ふっ素, 硝酸性・亜硝酸性窒素
		ST-2	Cd, Pb, As, 硝酸性・亜硝酸性窒素
		荻間川流入点	硝酸性・亜硝酸性窒素
		軍川流入点	硝酸性・亜硝酸性窒素
		宿野辺川	硝酸性・亜硝酸性窒素
網走湖	網走湖	ST-2	Cd, CN, Pb, As, Hg, ほう素, ふっ素, 硝酸性・亜硝酸性窒素
阿寒湖	阿寒湖	ST-1	硝酸性・亜硝酸性窒素
		ST-2	Cd, Pb, As, Hg, ほう素, ふっ素, 硝酸性・亜硝酸性窒素
		ST-6	硝酸性・亜硝酸性窒素, As
屈斜路湖	屈斜路湖	ST-1	Cd, Pb, As, Hg, 硝酸性・亜硝酸性窒素
		ST-2	ほう素, ふっ素, 硝酸性・亜硝酸性窒素
		ST-4	Cd, Pb, As, Hg
		湯川流入点	硝酸性・亜硝酸性窒素
然別湖	然別湖	ST-1	Cd, Pb, As, Hg, ほう素, ふっ素
糠平ダム湖	糠平ダム湖	ST-2	Cd, Pb, As, Hg, ほう素, ふっ素

春採湖	春採湖	ST-1	Cd, Pb, As, Hg, Ben, 硝酸性・亜硝酸性窒素
		ST-2	硝酸性・亜硝酸性窒素

<海域> 20水系 38水域 56地点

水系名	水域名	地点名	調査項目
小樽海域	小樽海域	ST-3	Cd, Pb, As, Hg, PCB, VOC, 農薬, Ben, Se, 1・4ジオキサン
		ST-5(ローリング地点)*	Cd [※] , Pb [※] , As [※] , Hg [※]
岩内海域	岩内海域(2)	ST-6	Cd, Pb, As, Hg
余市海域	余市海域(1)	ST-3	Cd, Pb, As, Hg
		ST-4(ローリング地点)*	Cd [※] , Pb [※] , As [※] , Hg [※]
留萌海域	留萌海域(1)	ST-5	Cd, CN, Pb, As, Hg, 農薬
	留萌海域(2)	ST-1	Cd, Pb, As, Hg
稚内海域	稚内海域(1)	ST-6	Cd, Pb, As, Hg, 1・4ジオキサン
	稚内海域(3)	ST-2	Cd, Pb, As, Hg
紋別海域	紋別海域(1)	ST-4	Cd, CN, Pb, Cr ⁶⁺ , As, Hg
	紋別海域(2)	ST-3	Cd, Pb, As, Hg
サロマ湖	サロマ湖	ST-1	As, 硝酸性・亜硝酸性窒素
		ST-2	硝酸性・亜硝酸性窒素
		ST-3	Cd, Pb, As, Hg, 硝酸性・亜硝酸性窒素
		ST-5	硝酸性・亜硝酸性窒素
能取湖	能取湖	ST-1	Pb, As
		ST-2	Cd, Pb, As, Hg, 硝酸性・亜硝酸性窒素
		ST-3	硝酸性・亜硝酸性窒素
網走海域	網走海域(1)	ST-7	Cd, CN, Pb, As, Hg, 農薬, 硝酸性・亜硝酸性窒素
根室海域	根室海域(1)	ST-5	Cd, CN, Pb, Cr ⁶⁺ , As, Hg
	根室海域(2)	ST-1	Cd, CN, Pb, Cr ⁶⁺ , As, Hg, PCB, VOC, 農薬, 1・4ジオキサン
	根室海域(3)	ST-8	Cd, CN, Pb, Cr ⁶⁺ , As, Hg
風蓮湖	風蓮湖	ST-1	硝酸性・亜硝酸性窒素
		ST-2	Cd, Pb, As, Hg, 農薬, 硝酸性・亜硝酸性窒素
		ST-3	硝酸性・亜硝酸性窒素
厚岸湖	厚岸湖	ST-1	Cd, Pb, As, Hg, 硝酸性・亜硝酸性窒素
		ST-2	農薬, 硝酸性・亜硝酸性窒素
		ST-3	Pb, As, 硝酸性・亜硝酸性窒素
		別寒辺牛川流入点	硝酸性・亜硝酸性窒素
釧路海域	釧路海域(1)	ST-11	As
	釧路海域(2)	ST-10	Cd, Pb, As, Hg
	釧路海域(4)	ST-3	Cd, Pb, As, Hg
十勝海域	十勝海域	ST-4	Cd, Pb, As, Hg, Ben
苫小牧海域	苫小牧海域(1)	ST-29	Cd, CN, Pb, As, Hg
		ST-30	1・4ジオキサン, Cd, Pb, As, PCB
		ST-31	Cd, CN, Pb, As, Hg, 農薬
	苫小牧海域(2)	ST-22	Cd, CN, Pb, As, Hg, 農薬
	苫小牧海域(3)	ST-24	Cd, CN, Pb, As, Hg
	苫小牧海域(5)	ST-28	Cd, CN, Pb, As, Hg
	苫小牧海域(6)	ST-21	農薬, Ben
苫小牧海域(7)	ST-14(ローリング地点)*	Cd [※] , Pb [※] , As [※]	
白老海域	白老海域(1)	ST-8	Cd, Pb, As, Hg

室蘭海域	室蘭海域(1)	ST-3	Cd, Pb, As
		ST-4	Cd, CN, Pb, Cr ⁶⁺ , As, Hg, PCB, Ben
		ST-8	Cd, Pb, As
		ST-9	Cd, Pb, As, PCB
	室蘭海域(3)	ST-1	Cd, Pb, As
		ST-2	Cd, Pb, As
	室蘭海域(4)	ST-5	Cd, CN, Pb, Cr ⁶⁺ , As, Hg
伊達海域	伊達海域(1)	ST-9(ローリング ⁺ 地点) [*]	Cd ^{**} , Pb ^{**} , As ^{**} , Hg ^{**}
	伊達海域(2)	ST-5(ローリング ⁺ 地点) [*]	As ^{**}
森海域	森海域(2)	ST-4	Cd, Pb, As, Hg
石狩海域	石狩海域(1)	ST-7	Cd, CN, Pb, As, Hg, Ben
	石狩海域(2)	ST-5	Cd, CN, Pb, As, Hg
		ST-6	Cd, CN, Pb, As, Hg
	石狩海域(3)	ST-1	Cd, CN, Pb, As

※ R6年度追加地点及び追加項目

注1) R04年度基準超過、 過去10年に基準値の1/10を超過する測定値を検出

注2) P R T R制度（化学物質排出移動量届出制度）について

P R T R制度とは、有害性のある政令で指定された物質（462種類）を年間1トン以上取り扱う事業所が、その排出量等を年に1回、都道府県を経由して国に届け出ることを義務付けている制度である。

対象事業者には、民間の製造業、鉱業、廃棄物処理業などのほか、地方公共団体などの廃棄物処理施設や下水処理施設も含まれている（従業員21人未満は対象外。農業も対象となっていない）

水質常時監視に関する国の処理基準において、測定計画の作成でそのデータの活用に留意することとされている。

7 要監視項目の測定地点

ア 測定地点

<河川> 6水系 10水域 11地点

水系名	水域名	地点名	対象項目
石狩川	愛別川	金富橋	全マンガン
厚真川	厚真川	臨港大橋	全マンガン
安平川	安平川	勇払橋	全マンガン
		静川橋	全マンガン
	勇払川上流	夕振大橋	全マンガン
	美々川	美々橋	全マンガン、PFOS及びPFOA
釧路川	釧路川下流(1)	茂雪裡橋	全マンガン
久根別川	久根別川	久根別5号橋	全マンガン
余市川	余市川下流(2)	大川橋	全マンガン
	余市川中流(3)	余市川浄水場取水口	全マンガン
	白井川	銀橋(ローリング地点)※	全マンガン※

<海域> 2水系 2水域 2地点

水系名	水域名	地点名	対象項目
網走海域	網走海域(1)	ST-7	全マンガン
苫小牧海域	苫小牧海域(2)	ST-22	クロロホルム

※ R6年度追加地点及び追加項目

イ 測定を休止する地点

<河川> 2水系 2水域 2地点 (過去10年の検出状況を考慮)

水系名	水域名	地点名	対象項目
星ガ浦川	別途前川	星ガ浦川河口	クロロホルム
後志利別川	後志利別川下流(1)	北檜山町北檜山簡水取水口	全マンガン

<海域> 1水系 1水域 1地点 (過去10年の検出状況を考慮)

水系名	水域名	地点名	対象項目
留萌海域	留萌海域(2)	ST-2	全マンガン

8 特殊項目の測定地点

<河川> 21水系 28水域 33地点

水系名	水域名	地点名	対象項目
石狩川	夕張川中流	川端橋	溶解性鉄
	夕張川上流	夕張市上水南部浄水場取水口	溶解性鉄
天塩川	下川ペンケ川	共和橋(ローリング地点)※	亜鉛※
頓別川	頓別川下流	浜頓別橋	溶解性鉄
徳志別川	オファンタルマナイ川	新開橋	亜鉛
モベツ川	モベツ川	宝生橋	溶解性マンガﾝ
		桜橋	溶解性マンガﾝ、亜鉛
西別川	西別川下流	別海橋	溶解性鉄
釧路川	釧路川(1)	茂雪裡橋	溶解性鉄
気門別川	気門別川	関内橋	亜鉛、溶解性マンガﾝ
長流川	長流川下流	長流橋	溶解性マンガﾝ
		洞爺発電所取水口	溶解性鉄、溶解性マンガﾝ
	長流川中流	弁景川合流前	溶解性マンガﾝ
		弁景橋	溶解性鉄、溶解性マンガﾝ
赤川	赤川	赤川橋	溶解性鉄、溶解性マンガﾝ
遊楽部川	鉛川	鉛川橋	溶解性マンガﾝ、亜鉛
	遊楽部川中流	八雲町浄水場取水口	溶解性鉄
長万部川	長万部川	栄橋(ローリング地点)※	溶解性鉄※、溶解性マンガﾝ※
折戸川	折戸川	折戸川橋	亜鉛、溶解性鉄、溶解性マンガﾝ
		雨鱒川橋	亜鉛、溶解性鉄、溶解性マンガﾝ
石崎川	小砂子川	小砂子橋	亜鉛、溶解性鉄、溶解性マンガﾝ
天の川	厚志内川	農業用水取水口	銅、亜鉛、溶解性鉄、溶解性マンガﾝ
宮沢の川	宮沢の川	宮沢の川末流	亜鉛、溶解性鉄、溶解性マンガﾝ
神社の川	神社の川	神社の川末流	亜鉛、溶解性鉄、溶解性マンガﾝ
尻別川	尻別川中流	目名橋(ローリング地点)※	溶解性鉄※、溶解性マンガﾝ※
	尻別川下流	名駒捕獲場	溶解性鉄
堀株川	堀株川	国富頭首工	銅、亜鉛
	シマツケナイ川	島付内橋	亜鉛
	セトセ川	セトセ橋	亜鉛、溶解性鉄
余市川	白井川	銀橋(ローリング地点)※	銅※、亜鉛※、溶解性鉄※
湯内川	湯内川	豊浜橋	銅、亜鉛、溶解性鉄、溶解性マンガﾝ
		鉾山排水流入前	銅、亜鉛、溶解性マンガﾝ
	湯の沢川	湯の沢上流	亜鉛

※ R6年度追加地点及び追加項目

<湖沼> 1水系 1水域 1地点

水系名	水域名	地点名	対象項目
屈斜路湖	屈斜路湖	ST-4	亜鉛、溶解性鉄

9 その他項目の測定地点

＜河川＞ 10水系 18水域 20地点

水系名	水域名	地点名	対象項目
石狩川	篠津川	篠津橋	アンモニア性窒素
頓別川	頓別川下流(4)	浜頓別橋	アンモニア性窒素
佐呂間別川	佐呂間別川下流	佐呂間大橋	磷酸態磷
網走川	トマップ川	女満別町上流(空港橋)	磷酸態磷
止別川	止別川下流	中島橋	アンモニア性窒素、磷酸態磷
	止別川中流	パナクシュベツ川合流前	アンモニア性窒素、磷酸態磷
	止別川上流	水上橋	アンモニア性窒素、磷酸態磷
阿寒川	阿寒川下流	大楽毛橋	塩化物イオン
十勝川	帯広川下流	札内川合流前	アンモニア性窒素
	帯広川上流	西8条橋	アンモニア性窒素
	佐幌川下流	佐幌橋	アンモニア性窒素
	佐幌川中流	清水橋	アンモニア性窒素
	佐幌川上流	人道橋	アンモニア性窒素
別々川	別々川	別々橋	アンモニア性窒素
貫気別川	貫気別川下流	岩見橋	アンモニア性窒素
	貫気別川中流	寿橋	アンモニア性窒素
	貫気別川上流	富岡橋	アンモニア性窒素
安平川	美々川	植苗橋、御前水橋、美々橋	アンモニア性窒素

＜湖沼＞ 6湖沼 18地点

湖沼名	地点名	対象項目
洞爺湖	ST-1、ST-2、ST-3	塩化物イオン、アンモニア性窒素、磷酸態磷、クロロフィル-a
大沼	ST-1、ST-2、ST-3、荻間川、軍川、宿野辺川	アンモニア性窒素、磷酸態磷、クロロフィル-a
阿寒湖	ST-1、ST-2、ST-6	塩化物イオン、アンモニア性窒素、磷酸態磷、クロロフィル-a
屈斜路湖	ST-1、ST-2、湯川流入点	塩化物イオン、アンモニア性窒素、磷酸態磷、クロロフィル-a
春採湖	ST-1、ST-2	塩化物イオン、アンモニア性窒素、磷酸態磷、クロロフィル-a、ケイ酸
網走湖	ST-2	塩化物イオン、アンモニア性窒素、磷酸態磷、クロロフィル-a

＜海域＞ 4湖沼 14地点

海域名	地点名	対象項目
能取湖	ST-1、ST-2、ST-3	クロロフィル-a
サロマ湖	ST-1、ST-2、ST-3、ST-5	アンモニア性窒素、磷酸態磷、クロロフィル-a、ケイ酸
風蓮湖	ST-1、ST-2、ST-3	塩化物イオン、アンモニア性窒素、磷酸態磷、クロロフィル-a、ケイ酸
厚岸湖	ST-1、ST-2、ST-3、別寒辺牛川流入点	塩化物イオン、アンモニア性窒素、磷酸態磷、クロロフィル-a、ケイ酸
海域全環境基準点		塩分

10 特定項目の測定地点 3水系 3水域 3地点

水系名	水域名	地点名	対象項目
石狩川	千歳川下流	ゆめみ野東町17番地地先	クロロホルム生成能、 ブロモジクロロメタン生成能、 ジブロモクロロメタン生成能、 ブロモホルム生成能、 総トリハロメタン生成能
常呂川	小松沢川	留辺薬町上水道金華浄水場取水口	
小平薬川	小平薬川	小平町上水道浄水場取水口	
※測定を休止する地点			
石狩川	夕張川中流	由仁町由仁地区簡易水道取水口	

11 測定項目別延べ測定回数一覧

測定項目	水域区分 年度		河 川				湖 沼				海 域			
			令和5年度		令和6年度		令和5年度		令和6年度		令和5年度		令和6年度	
	延べ 地点数	延べ 検体数	延べ 地点数	延べ 検体数	延べ 地点数	延べ 検体数	延べ 地点数	延べ 検体数	延べ 地点数	延べ 検体数	延べ 地点数	延べ 検体数	延べ 地点数	延べ 検体数
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)	169	612	168	608	59	232	59	232	201	786	201	786	
	溶存酸素量(DO)	141	560	140	556	59	232	59	232	199	780	199	780	
	生物学的酸素要求量(BOD)	141	560	140	556	3	8	3	8	0	0	0	0	
	化学的酸素要求量(COD)	20	59	20	59	59	232	59	232	199	780	199	780	
	浮遊物質(SS)	141	560	140	556	59	232	59	232	0	0	0	0	
	大腸菌数	134	533	133	529	36	144	36	144	62	244	62	244	
	n-ヘキサン抽出物質(油分等)	0	0	0	0	0	0	0	0	101	101	101	101	
	全窒素(T-N)	46	145	46	145	37	144	37	144	18	72	18	72	
	全燐(T-P)	37	108	37	108	37	144	37	144	18	72	18	72	
	水生全項目保	全亜鉛	41	82	41	82	0	0	0	0	0	0	0	0
		ノニルフェノール	41	82	41	82	0	0	0	0	0	0	0	0
		LAS	41	82	41	82	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	952	3,383	947	3,363	349	1,368	349	1,368	798	2,835	798	2,835	
	健康項目	カドミウム(Cd)	60	78	60	78	12	14	12	14	43	43	43	43
全シアン(CN)		16	16	16	16	1	1	1	1	17	17	17	17	
鉛(Pb)		65	81	65	81	12	14	12	14	45	51	45	51	
六価クロム(Cr ⁶⁺)		8	8	8	8	0	0	0	0	6	6	6	6	
砒素(As)		67	94	67	94	13	19	13	19	48	48	48	48	
総水銀(Hg)		54	63	52	61	9	11	9	11	35	35	35	35	
アルキル水銀		4	12	4	12	0	0	0	0	0	0	0	0	
PCB		4	4	4	4	0	0	0	0	5	8	5	8	
VOC		ジクロロメタン	7	7	7	7	0	0	0	0	1	1	1	1
		四塩化炭素	7	7	7	7	0	0	0	0	2	2	2	2
		1,2-ジクロロエタン	6	6	6	6	0	0	0	0	1	1	1	1
		1,1-ジクロロエチレン	6	6	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0
		シス-1,2-ジクロロエチレン	6	6	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0
		1,1,1-トリクロロエタン	6	6	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0
		1,1,2-トリクロロエタン	6	6	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0
		トリクロロエチレン	6	6	6	6	0	0	0	0	1	1	1	1
テトラクロロエチレン		6	6	6	6	0	0	0	0	1	1	1	1	
農薬		1,3-ジクロロプロペン	27	27	27	27	2	2	2	2	9	9	9	9
		チウラム	27	27	27	27	2	2	2	2	9	9	9	9
		シマンジ	27	27	27	27	2	2	2	2	9	9	9	9
		チオベンカルブ	26	26	26	26	2	2	2	2	8	8	8	8
ベンゼン(Ben)		3	5	3	5	1	1	1	1	5	5	5	5	
セレン(Se)		8	10	8	10	0	0	0	0	1	1	1	1	
ほう素	7	7	7	7	8	8	8	8	0	0	0	0		
ふっ素	5	5	5	5	8	8	8	8	0	0	0	0		
硝酸性・亜硝酸性窒素	38	115	38	115	17	68	17	68	14	54	14	54		
1,4-ジオキサン	16	16	16	16	0	0	0	0	4	4	4	4		
計	518	677	516	675	89	152	89	152	264	313	264	313		

水域区分 年度		河 川				湖 沼				海 域			
		令和5年度		令和6年度		令和5年度		令和6年度		令和5年度		令和6年度	
		延べ 地点数	延べ 検体数										
要 監 視 項 目	クロロホルム	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1,2-ジクロロプロパン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	P-ジクロロベンゼン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	イソキサチオン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ダイアジノン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	フェニトロチオン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	イソプロチラオン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	オキシ銅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	クロロタロニル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	プロピザミド	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	EPN	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ジクロルボス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	フェノカルブ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	イプロベンホス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	クロルニトロフェン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	トルエン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	キシレン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	フタル酸ジエチルヘキシル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ニッケル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	モリブデン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	アンチモン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	塩化ビニルモノマー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	エピクロロヒドリン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	全マンガン	11	16	11	16	0	0	0	0	2	3	1	1
	ウラン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4-tertオクトルフェノール	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アリニン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2,4ジクロロフェノール	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
PFOS及びPFOA	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	13	18	12	17	0	0	0	0	3	4	2	2	
特殊 項目	フェノール類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	銅	4	4	5	5	0	0	0	0	0	0	0	
	亜鉛	17	17	18	18	1	1	1	1	0	0	0	
	溶解性鉄	19	19	21	21	1	1	1	1	0	0	0	
	溶解性マンガン	17	17	19	19	0	0	0	0	0	0	0	
	総クロム	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	57	57	63	63	2	2	2	2	0	0	0	
その 他 項目	塩化物イオン	1	4	1	4	12	48	12	48	2	8	2	8
	塩分	0	0	0	0	0	0	0	0	106	422	106	422
	陰イオン界面活性剤	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	アンモニア性窒素	17	61	17	61	17	68	17	68	11	44	11	44
	燐酸態燐	5	20	5	20	17	68	17	68	11	44	11	44
	クロロフィルa	0	0	0	0	14	56	14	56	14	56	14	56
	ケイ酸	0	0	0	0	2	8	2	8	11	44	11	44
	電気伝導率(EC)	4	16	4	16	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	23	85	27	101	62	248	62	248	155	618	155	618
特定 項目	クロロホルム生成能	4	16	3	12	0	0	0	0	0	0	0	
	ブロモジクロロメタン生成能	4	16	3	12	0	0	0	0	0	0	0	
	ジブロモクロロメタン生成能	4	16	3	12	0	0	0	0	0	0	0	
	ブロモホルム生成能	4	16	3	12	0	0	0	0	0	0	0	
	総トリハロメタン生成能	4	16	3	12	0	0	0	0	0	0	0	
	計	20	80	15	60	0	0	0	0	0	0	0	
合 計	1,583	4,300	1,580	4,279	502	1,770	502	1,770	1,220	3,770	1,219	3,768	

環境基本法に基づく水質環境基準の類型指定及び水質汚濁防止法に基づく
常時監視等の処理基準（抜粋）

最終改正 令和3年10月7日 環水大水発第2110073号
環水大土発第2110073号

第2 水質汚濁防止法関係

2. 測定計画（法第16条関係）

公共用水域及び地下水の水質測定計画は次によることとし、測定計画の作成に当たっては、環境基本法第43条に定める機関において、これについて審議を行うよう努められたい。測定計画を作成したときは、環境省水・大気環境局長あてに速やかに通知するようお願いする。年度途中においてこれを変更した場合も同様とする。

（1）公共用水域の水質測定計画

次の点に留意されたい。

1）測定の対象水域は、全公共用水域とし、公共用水域の水質の汚濁の状況、利水の状況等を勘案して、対象水域を選定することとする。

2）測定地点、項目、頻度については、次によることとする。なお、水生生物保全環境基準に係る測定地点については、水生生物の生息状況等を勘案し、水域内の既存の環境基準点・補助点（測定計画において環境基準点における測定を補助する目的で選定される地点をいう。）を活用しつつ、水域の状況を適切に把握できる地点を選定することとする。また、効率化、重点化に当たっては、化学物質排出移動量届出制度（P R T R）で公表・開示されるデータの活用留意する。

①測定地点・頻度の設定の基本的な考え方

ア. 測定地点

（ア）河川

ア）利水地点

イ）主要な汚濁水が河川に流入した後十分混合する地点及び流入前の地点

ウ）支川が合流後十分混合する地点及び合流前の本川又は支川の地点

エ）流水の分流地点

オ）その他必要に応じ設定する地点

（イ）湖沼

ア）湖心

イ）利水地点

ウ）汚濁水が湖沼に流入した後十分混合する地点

エ）河川が流入した後十分混合する地点及び流入河川の流入前の地点

オ）湖沼水の流出地点

（ウ）海域

水域の地形、海潮流、利水状況、主要な汚濁源の位置、河川水の流入状況等を考慮し、水域の汚濁状況を総合的に把握できるように選定する。採水地

点間の最短距離は0.5～1 km程度を標準とする。なお、測定地点の選定に当たっては、著しい重複、偏向が生じないように国の地方行政機関と協議するほか市町村とも協議することが望ましい。また、従来の測定により、著しい水質の汚濁が認められた地点については、引き続き測定を行うものとする。

イ. 測定頻度

(ア) 環境基準項目

ア) 人の健康の保護に関する環境基準項目については、毎月1日以上各日について4回程度採水分析することを原則とする。このうち1日以上は全項目について実施し、その他の日にあつては、水質の汚濁の状況、排出水の汚染状態の状況等から見て必要と思われる項目について適宜実施することとする。

イ) 生活環境の保全に関する環境基準項目については、次によることとする。

a. 通年調査

環境基準点、利水上重要な地点等で実施する調査にあつては、年間を通じ、月1日以上、各日について4回程度採水分析することを原則とする。ただし、河川の上流部、海域における沖合等水質変動が少ない地点においては、状況に応じ適宜回数を減じてよいものとする。

b. 通日調査

a. の通年調査地点のうち、日間水質変動が大きい地点にあつては、年間2日程度は各日につき2時間間隔で13回採水分析することとする。

c. 一般調査

前記以外の地点で補完的に実施する調査にあつては、年間4日以上採水分析することとする。

(イ) 環境基準項目以外の項目

排水基準が定められている項目その他水域の特性把握に必要な項目等について、利水との関連に留意しつつ、(ア)に準じて適宜実施する。

②効率化に関する考え方

ア. 測定地点についての効率化

(ア) 汚濁源の状況に応じて測定地点を絞り込むことができる。

(イ) 汚濁源の少ない水域においては数年で測定地点を一巡するようなローリング調査の導入等を図ることができる。

(ウ) 測定地点間の位置関係を考慮して効率化することができる。

(エ) 生活環境の保全に関する環境基準項目の通日調査については、測定データが十分に蓄積された場合は、利水状況や発生源の状況を考慮しつつ、測定地点を絞り込むことができる。

イ. 測定項目についての効率化

(ア) 検出される可能性が少ないと思われる項目については、数年で測定項目を一巡するようなローリング調査の導入等を図ることができる。

(イ) 農薬等については、使用実態を勘案し測定項目を絞り込むことができる。

ウ. 測定頻度(時期)についての効率化

(ア) 農薬等については使用時期等を考慮して測定時期を弾力的に設定することができる。

(イ) 分析作業の効率化の視点から測定時期を選定することができる。

(ウ) 人の健康の保護に関する環境基準項目は長年検出されない場合、測定頻度を絞り込むことができる。

(エ) 通日調査以外の調査については、測定データが十分に蓄積された場合は、利水状況や発生源の状況を考慮しつつ、1日の採水分析の頻度を減らすことができる。

エ. 分析方法についての効率化

(ア) アルキル水銀の分析については、総水銀の測定でスクリーニングを行うことができる。

(イ) 公定法の中でも、多成分を同時分析できる方法を活用する。

③重点化に関する考え方

以下のア. のような点に留意して、イ. やウ. のようなモニタリングを重点化するべき地点、水域を設定する。

ア. 留意点

(ア) 利水状況

(イ) 汚濁源（休廃止鉱山、苦情の有無等を含む）の分布等

イ. 重点化すべき測定地点

(ア) 水質変動の激しい地点

(イ) 環境基準未達成の地点

(ウ) 長年検出されていない項目が検出された地点

(エ) 異常値が検出された地点

(オ) 水生生物の生息状況から特定の時期に着目すべき地点等

ウ. 重点化すべき水域

(ア) 指定湖沼

(イ) 閉鎖性海域

(ウ) その他特定の保全計画のある水域等

3) 測定計画の作成

①測定計画には、測定地点名、位置、測定項目、測定頻度、測定方法及び定量下限値、国及び地方公共団体が測定計画に従って行った測定の結果の都道府県知事への送付の様式及び方法等を記載することとする。なお、位置については緯度経度の情報も記載するとともに、地図で示すこととする。

②新たな汚染が懸念される災害や不法投棄等が発生、発見された場合、その影響把握が必要であり、そのための測定が緊急に必要となる。この場合、測定計画外で実施することもあり得ることから、その円滑な実施に備え、そのような場合の緊急のモニタリングの意義、測定地点の設定方法等の留意点について測定計画に記載することとする。

③測定地点や項目、頻度の設定の考え方については、測定計画などに位置づけ、公表することが望ましい。

④二以上の都道府県の区域に属する公共用水域の水質の測定計画の場合にあっては、測定地点・測定項目・測定時期等について関係都道府県知事と事前に連絡を行い、水域全体として有効な測定が行われるようにすることが望ましい。

公共用水域の水質の常時監視に関する基本的な考え方

(H16.9.16 環境審第10号答申)

I 水質測定に関する考え方

公共用水域の水質測定(以下「測定」という。)は、原則として次のとおり実施するものとするが、発生源や利水状況並びに測定結果等から、測定地点、測定項目、測定頻度の変更や、ローリング方式を導入するなど、測定を的確かつ効果的に実施するものとする。

1 測定水域

次の水域において測定を実施する。

- (1) 環境基準類型指定水域
- (2) 有害物質による汚染がある、または、そのおそれがある水域
- (3) 特定項目(特定水道利水障害に係る物質の生成の原因となる物質による水の汚染状態の程度を示す項目)が問題となるおそれのある水道水源水域

なお、河川については、次のとおり区分する。

区 分	摘 要
重点河川	環境基準類型指定水域で、 1. 一級河川 2. 環境基準未達成及び基準を超えるおそれがある河川 3. 汚染源の分布等状況から考えて、監視を強化すべき河川
一般河川	環境基準類型指定水域で、重点河川以外の河川
その他河川	環境基準類型指定がされていない河川で、重金属の監視及び有機汚濁の監視という観点から特に必要と認められる河川

2 測定地点

次の地点において測定を実施する。

- (1) 環境基準類型指定水域については、環境基準点及び補助点
- (2) その他の水域については、発生源及び利水の状況を勘案した適切な地点(水道水源水域については、浄水場の取水口付近の環境基準点又は補助点若しくは浄水場の取水口付近)

3 測定項目

発生源、水利用、流程の状況に応じ、次の項目について測定を実施する。

項 目	備 考
基本項目	天候(当該曜日)、気温、水温、水位、流量、採取位置、干潮・満潮時刻、全水深、透視度、透明度、色相、風向、臭気 ・水位、流量は、重点河川のうち特に必要と認められる地点において測定 ・採取位置は、河川において測定 ・干潮時刻、満潮時刻は、海域、汽水湖及び河口部において測定 ・透明度、風向は、海域及び湖沼において測定
生活環境項目	昭和46年12月28日付け環境庁告示第59号の別表2に掲げる項目 ・BODは河川、CODは海域及び湖沼において測定 ・油分等は、海域、汽水湖及び重点河川において測定 ・全窒素、全燐は、海域、湖沼及び重点河川において測定
健康項目	昭和46年12月28日付け環境庁告示第59号の別表2に掲げる項目 ・水域の状況(発生源、鉱山廃水等)に応じて必要と認められる項目について測定 ・アルキル水銀については、総水銀の分析で検出された場合にのみ測定 ・ふっ素、ほう素は、河川及び湖沼(汽水湖を除く)において測定
特殊項目	フェノール類、銅、亜鉛、溶解性鉄、溶解性マンガソ、総クロム ・水域の状況(発生源、鉱山廃水等)に応じて必要と認められる項目について測定
要監視項目	平成5年3月8日付け環水管第21号環境庁水質保全局長通知の別表に掲げる項目 ・水域の状況(発生源、鉱山廃水等)に応じて必要と認められる項目について測定

項	目	備	考
その他項目	塩化物イオン、塩分、アンモニア性窒素、陰イオン界面活性剤、リン酸態リン、クロロフィル a、ケイ酸	<ul style="list-style-type: none"> 塩化物イオンは、湖沼及び河川のうち、海水流入のおそれのある水域で測定 塩分は、海域において測定 アンモニア性窒素は、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素と併せて、湖沼及び重点河川において測定 リン酸態リン、クロロフィル a 及びケイ酸は、湖沼のうち必要と認められる水域において測定 	
特定項目	トリハロメタン生成能(クロホルム、ブロモジクロロメタン、ジブロモクロロメタン、ブromoホルム生成能)	<ul style="list-style-type: none"> トリハロメタン生成能が問題となるおそれのある水道水源水域において測定 <p>[トリハロメタン生成能：「特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法」において特定項目として定められている項目]</p>	

4 測定頻度(回数)

水質変動の状況又は水利用の状況等を勘案し、次の頻度により測定を実施する。

- (1) 生活環境項目
 - ア. 河川
 - (ア) 重点河川……年4～12回
 - (イ) 一般河川……年4～8回
 - (ウ) その他河川……年2～4回
 - イ. 湖沼……年4～8回
 - ウ. 海域……年4～8回
- (2) 健康項目
 - ア. 重金属類……年1～3回
 - イ. 有機塩素系化合物及び農薬……年3回
- (3) 要監視項目……年1～3回
- (4) 特定物質(トリハロメタン生成能)……年4回

II 類型指定水域の適切な維持・管理について

類型指定の見直しについては、「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日環境庁告示)に基づき、適宜、行うことになっており、水域の類型指定後、当該水域の利水及び水質の状況等に変化が見られる水域については、次の考え方により見直しを行い、水域類型の適正化を図る。

また、見直しに当たっては、これまで、水域毎に広範な現地調査を行い、全てのケースで数値モデルを用いた将来の水質の予測・解析を実施してきたが、30年以上にわたる常時監視データから、長期間、水質が良好に推移している水域については、将来的な汚濁負荷の変動や利用目的等を勘案し、これまでの水質データを活用するなど効率的に見直しを行う。

1 利水状況の変化に係る見直し

水域の利水状況については、適宜、情報収集を行い、水域の類型指定当時の利水状況が現状において変化している場合は、現状の利水に見合った類型に見直しする。

なお、見直しに際し、下位の類型への変更となる場合は、当該水域の水質が現状より悪化することとならないよう配慮する。また、利水が全く存続しない水域については、類型指定を廃止する。

2 複数の環境基準点に係る見直し

環境基準点が同一水域内に複数設置されている水域については、これまでの水質結果等を踏まえ、当該水域を代表する環境基準点の位置及び地点数に関する検討を行い、可能な限り基準点を統合する。

3 類型指定水域の統合

同一河川水系内に存在する複数の同一類型指定水域において、環境基準が達成され、長期的に水質の変動も見られないなど、近傍の基準点で汚染状況の把握が十分可能な場合は、可能な限り水域や基準点を統合する。

4 水質の変化等に係る見直し

水質が上位の類型の基準値を長期間達成している水域については、将来に向け良好な水環境の維持・向上を図るため、上位の類型への変更を行う。

上記により類型が隣接水域と同一になる場合は、可能な限り水域を統合し、基準点の簡素化を図る。

令和6年度(2024年度)公共用水域の水質測定計画作成方針

令和6年度(2024年度)における公共用水域の水質測定計画については、国が定めた「水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準」(参考1)、及び当審議会での答申「公共用水域の水質の常時監視に関する基本的な考え方(平成16年9月16日環境審第10号答申)」(参考2)を基本とし、細部については、次の事項に留意して作成するものとする。

1 測定地点の選定

- (1) 発生源の立地状況や水域の利水状況を踏まえ、測定地点を選定する。
- (2) 複数の環境基準点が設定されている類型指定水域においては、水域の特性やこれまでの濃度変化等を考慮して、ローリング方式により測定地点を選定する。
- (3) 健康項目の測定地点については、休廃止鉱山の対策状況、P R T Rの届出状況、これまでの測定結果などを考慮して選定する。
- (4) 環境基準未達成が継続している水域においては、その原因究明のための観察が必要な水域について補助点を選定する。
- (5) 湖沼等の閉鎖性水域においては、その水域へ流入する河川について、水質把握に必要な測定地点を選定する。

(測定地点の選定見直し)

測定地点は原則として環境基準点とするが、これまでの常時監視の結果や水質の経年変化、流域における発生源の状況等を考慮し、必要に応じ補助点やその他地点を選定する。

継続して環境基準値を大幅に超過している水域や数値が悪化傾向にある水域、自然由来等による汚染が継続的に認められる水域など、水質悪化の原因究明や経過観察の必要がある水域については、補助点やその他地点を測定地点として増設する。また、汚濁の原因をある程度特定するなど測定目的を達成したと考えられる地点や、長期的に水質が安定し、経過観察する必要がなくなった水域などの地点については、測定を休止する。

(ローリング方式による地点の選定)

水質が長年良好な水域や安定している水域において、複数の環境基準点が設置されている場合は、地点特性が同一と思われる隣接地点間で、数年サイクルのローリング方式により測定を行う。

(各種資料やデータの活用)

健康項目については、休廃止鉱山等からの排水等を監視するために、測定を継続しているが、新たな発生源が認められるなど、他にも水質の悪化が懸念される地点が生じた場合には、測定地点を増設する。

また、P R T Rの届出状況等を踏まえ、有害物質の排出が多い水域や新たな発生源が認められる水域においては、測定地点を増設する。

2 測定項目の選択

- (1) 湖沼等の閉鎖性水域への流入河川においては、全窒素、全りんを測定する。
- (2) 水生生物保全環境基準項目の全亜鉛と特殊項目の亜鉛の測定が重複している地点については、亜鉛の測定を省略する。
- (3) 健康項目については、P R T R届出状況等を考慮して項目を選択する。
- (4) 健康項目のうち、検出される可能性が非常に低いと考えられる項目については、水域の特性やこれまでの検出状況等を考慮して、ローリング方式へ転換、又は測定を一時休止する。
- (5) 要監視項目や特殊項目については、これまでの検出状況等を考慮して選択する。
- (6) 農薬等に係る項目については、地域特性を考慮して選択する。
- (7) 水道水源となっている河川の総トリハロメタン生成能の測定については、これまでの検出状況や上水道事業者による測定の有無を考慮して選択する。
- (8) その他項目については、継続監視の必要性を考慮して選定する。

(全窒素、全りんの測定について)

全窒素及び全りんは、閉鎖性水域の富栄養化の原因となることから、湖沼等への流入河川において、測定を実施する。

(水生生物の保全に係る項目の測定について)

水生生物保全環境基準項目(全亜鉛・ノニルフェノール・LAS)については、類型指定水域の環境基準点で測定を実施する。

(健康項目について)

健康項目については、P R T R届出状況等を踏まえ、水域に排出されている有害物質の総体負荷量を考慮し選択する。

(要監視項目、特殊項目について)

要監視項目や特殊項目については、過去10年間の測定結果において、指針値や排水基準値の1/10値の超過があった地点で、測定を継続する。

新たな発生源が認められるなど、水質変動が懸念される場合は、項目の追加や測定の再開を行う。

(その他の項目)

その他の項目については、環境基準未達成水域や、達成と未達成を繰り返している水域、水道水源となっている水域等において、その原因究明のために必要な項目を測定することとし、必要に応じて測定の継続や項目の追加を行う。

(同一地点の測定項目)

湖沼や海域のように上層と中層の測定を行っている地点で、中層の省略が可能と考えられる項目については、上層のみの測定とする。

3 測定頻度の設定

- (1) 類型指定水域においては、四季の変化を考慮した測定頻度とする。
- (2) 類型指定水域以外の地点であって、測定データが十分に蓄積されている場合等においては、利水の状態や発生源の現状を考慮した測定頻度とする。
- (3) 健康項目は、これまでの検出状況を考慮した測定頻度とする。
- (4) 休廃止鉱山に係る測定地点については、鉱山の特性やこれまでの検出状況等を考慮した測定頻度とする。
- (5) 農薬等、季節性のある項目については、使用時期等を考慮して測定時期を設定する。
- (6) 採水・分析作業の効率性を考慮し、一定エリア内における同一項目等の調査月を調整する。

(類型指定水域における生活環境項目の測定頻度について)

季節毎の水域変化を把握できるよう、春(4~5月)、夏(6~8月)、秋(9~11月)、冬(12~3月)における監視を基本とした測定頻度とする。

ただし、積雪による道路閉鎖や水面の凍結等については考慮するものとする。

また、水生生物の保全に係る項目については、これまでの検出状況や流域における発生源の状況等を考慮して、年間2回の測定頻度とする。

(健康項目に係る測定頻度について)

健康項目について、測定データが十分に蓄積されている場合においては、利水の状態や発生源の状況を考慮して、年1回を基本として測定を行う。(硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を除く)

新たに基準を超過した地点や高濃度で検出された地点については、測定回数の増加を検討する。

また、過去の測定結果において、過去10年間未検出の地点については、ローリング方式等へ転換を行う。

(休廃止鉱山関係について)

休廃止鉱山等に係る監視項目については、これまでの検出状況や流域における発生源の状況を勘案して年間1~2回の測定を継続する。

また、坑廃水の状況が改善するなどして、過去10年間未検出の地点や測定項目については、ローリング方式等へ転換する。

(要監視項目、特殊項目について)

要監視項目や特殊項目については、これまでの測定結果を踏まえ、各測定地点で過去に基準を超過した項目や、高濃度で検出された項目を除き、原則1回の測定とする。

(季節変動のある項目に係る測定時期について)

季節変動が見られる項目については、水域への影響が大きい月に測定する。例えば、農薬については、使用されることが多い春期~夏期において測定時期を選定する。

また、凍結や時化等の影響を受けやすい地点については、影響を受けにくい測定時期を選定する。

(測定時期の効率化について)

同一地方の同じ測定項目は、なるべく同じ月に測定するように調整するとともに、多成分同時分析が可能な測定項目については、同じ測定日に測定できるよう採水日の集約化を図る。